

女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況の公表

岩 手 県 軽 米 町

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定に基づき、次のとおり公表します。

1. 管理的地位への女性職員の登用

- ・ 機構改革により管理職ポストが減少したが、コミュニケーション能力等の研修を実施し、昇進への意識改革に取り組んだ。（各年度4月1日現在）

項 目	目 標		令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	数値	年度					
管理的地位の女性職員の割合	女性管理職の登用	令和7年度	13%	14%	17%	18%	25%

2. 男性職員の育児休業等の取得

- ・ 該当職員 1 人が配偶者出産休暇を取得した。

項 目	目 標		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和 2 年度
	数値	年度					
男性職員の育児休業等の取得促進	男性の配偶者育児休業等取得率	令和7年度	100%	100%	100%	0%	0%

3. 年次休暇の取得促進

- ・ 年次休暇取得義務化の開始により取得促進が図られたが、取得日数が少ない職員に対し、計画的な取得を組織的に進める必要がある。（各年 1 月 1 日～12月31日）

項 目	目 標		令和6年	令和5年	令和4年	令和3年	令和 2 年
	数値	年度					
年次休暇取得率	55%	令和7年度	71%	68%	59%	62%	58%

4. 超過勤務時間の削減

- ・ 「ノー残業デー」を設け庁内放送で呼びかけを行ったが、特定部署及び特定職種で超過勤務が多い傾向にあることから、事務事業の見直しによる対応が必要である。

（各年度4月1日～3月31日）

項 目	目 標	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和 3 年度	令和 2 年度
360時間/年以上の超過勤務をした職員数	360時間/年以上の超過勤務をさせない。	5人	4人	6人	6人	2 人